## 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

## 特別措置の燃料費調整単価

## ○従量制供給の場合

		令和7年2月分~3月分	令和7年4月分
		(a)	(p)
従量電灯 臨時電灯 B 公衆街路灯 B	1 契約につき最初の 10 キロワット時まで	25 円 00 銭	13 円 00 銭
	上記を超える1キロワット時につき	2円 50 銭	1円30銭
上記以外の場合	低圧で供給を受ける場合	2円 50 銭	1円30銭
1キロワット時につき	高圧で供給を受ける場合	1円30銭	70 銭

## ○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh (※1)	令和7年2月分~3月分 (※2)	令和7年4月分 (※2)
				(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
定額電灯 公衆街路灯 A	電灯	10 ワットまで	1灯	3.884	9円71銭	5円05銭
		10 ワットをこえ 20 ワットまで		7.768	19 円 42 銭	10円10銭
		20 ワットをこえ 40 ワットまで		15.536	38 円 84 銭	20 円 20 銭
		40 ワットをこえ 60 ワットまで		23.304	58円 26 銭	30 円 30 銭
		60 ワットをこえ 100 ワットまで		38.840	97円10銭	50 円 49 銭
		100 ワットをこえ 100 ワットま でごとに		38.840	97円10銭	50 円 49 銭
	小型機器	50 ボルトアンペアまで	1機器	11.601	29 円 00 銭	15 円 08 銭
		50 ボルトアンペアをこえ 100 ボ ルトアンペアまで		23.202	58 円 01 銭	30 円 16 銭
		100 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでごとに		23.202	58円 01 銭	30円16銭

	範囲	単位	みなしkWh	令和7年2月分~3月分	令和7年4月分
契約種別			(※1)	(※2)	(※2)
			(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
臨時電灯 A	総容量が 50 ボルトアンペアまでの 1 日 につき		0.313	78 銭	41 銭
	総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 日につき		0.626	1円 57 銭	81 銭
	総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトア ンペアまでごとに 1 日につき	1契約	0.626	1円 57 銭	81 銭
	総容量が 500 ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの1日につき		6.260	15 円 65 銭	8円14銭
	総容量が1キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合1キロボ ルトアンペアまでごとに1日につき		6.260	15円 65 銭	8円14銭
臨時電力	0.5kW の場合 1 日につき	1契約	_	(※3) 8円23銭	(※3) 4円28銭
	1kW1 日につき	1kW	6.579	16 円 45 銭	8円 55 銭

<sup>※1</sup> みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」(課税標準数量の計算等)に定める方法等により算定している。

<sup>※2</sup> 小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

<sup>※3 1</sup> k W の場合の単価の半額とし、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。